

平成 16 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 オエノンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長井幸夫
(コート番号 2533 東証・大証・名証第一部、札証)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 津 端 諭
(TEL 03 - 3575 - 2777)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 16 年 8 月 31 日(火)開催の当社取締役会において、新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 発行新株式数 普通株式 8,000,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 16 年 9 月 8 日(水)から平成 16 年 9 月 10 日(金)までのいずれかの日(以下、「発行価額決定日」という)に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、UFJ つばさ証券株式会社及び三菱証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価額決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 一般募集における引受人の対価は、一般募集における発行価格(募集価格)から引受人より当社に払込まれる金額である発行価額を差し引いた額の総額とする。
- (6) 申込期間 平成 16 年 9 月 13 日(月)から平成 16 年 9 月 15 日(水)まで。
なお、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 16 年 9 月 9 日(木)から平成 16 年 9 月 13 日(月)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 16 年 9 月 16 日(木)から平成 16 年 9 月 21 日(火)までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 16 年 9 月 16 日(木)となる。
- (8) 配当起算日 平成 16 年 1 月 1 日(木)
- (9) 申込証拠金 1 株につき一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (10) 申込株数単位 1,000 株
- (11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。
- (12) 上記各号に関しては、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の公募による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 1,000,000 株
- (2) 売 出 価 格 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」の発行価格(募集価格)と同一とする。
- (3) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」の募集における需要状況を勘案した上で、当社株主から1,000,000株を上限として貸借予定の当社普通株式を追加的に売出す。
- (5) 申 込 期 間 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」の申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号に関しては、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 第三者割当による新株式発行

(「2.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 1,000,000 株
- (2) 発 行 価 額 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」の発行価額と同一とする。
- (3) 発 行 価 額 中 資 本 に 組 入 れ ない 額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 払 込 期 日 平成16年10月20日(水)
- (5) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 大和証券エスエムビーシー株式会社 1,000,000 株
- (6) 配 当 起 算 日 平成16年1月1日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号に関しては、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の公募による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【参考】

1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行新株式数について

今回の 8,000,000 株の公募による新株式発行 (以下、「一般募集」という) にあたり 1,000,000 株を上限とする当社株式の売出し (以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という) を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、1,000,000 株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式 (以下、「貸借株式」という) の売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は平成 16 年 8 月 31 日 (火) 開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式 1,000,000 株の第三者割当増資 (以下、「本件第三者割当増資」という) を平成 16 年 10 月 20 日 (水) を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 16 年 10 月 13 日 (水) までの間、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け (以下、「シンジケートカバー取引」という) を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資による発行済株式数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	56,115,400 株	(平成 16 年 8 月 30 日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	8,000,000 株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	64,115,400 株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	1,000,000 株	(最大)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	65,115,400 株	(最大)

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 2,132 百万円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限 268 百万円と合わせて、1,336 百万円を子会社である合同酒精株式会社への融資に、520 百万円を設備投資資金に、残額を借入金返済にそれぞれ充当する予定であります。

当該融資資金のうち 921 百万円は合同酒精株式会社の酵素医薬品設備の設備資金に、残額は同社東京本社工場等の設備更新資金に、それぞれ充当される予定であります。

また、当該設備投資資金のうち 216 百万円は当社酒類基礎研究所の設備投資資金に、残額はグループ会社の本店及び営業拠点の統合等に係る設備資金に、それぞれ充当される予定であります。

ご注意：この文書は、当社の公募による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

なお、有価証券報告書(第97期)第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は平成16年6月30日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月 予定	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	酒類基礎研究所 (山梨県韮崎市)	酒類	酒類研究設備	325,000	302,709	増資資金及び 借入金	平成15年 11月	平成16年 10月	新技術開 発
合同酒精株式会社	酵素医薬品工場 (青森県八戸市)	酵素医薬品	第二精製棟、 発酵設備、排 水処理設備他	2,000,000	778,237	増資資金及び 借入金	平成15年 9月	平成17年 12月	生産数量 増加

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 上記増資資金は、いずれも今回の時価発行増資に伴う手取金であります。
3. 既支払額には支払手形によるものを含んでおります。
4. 合同酒精株式会社の酵素医薬品における設備の内容のうち、排水処理設備は同社敷地内の八戸工場(酒類設備)と共用します。

- (2) 前回調達資金の用途の変更
該当事項はありません。
- (3) 会社収益への影響
グループ会社の新規設備資金、設備更新資金及び借入金の返済に充当することにより、今後の業績向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針
当社は、株主に対する利益還元を最重要政策の一つとして位置づけ、連結業績を勘案しつつ、財務体質強化のために内部留保の充実を図りながら、中長期的視点に立ち、1株当たり5円を基準として継続的・安定的な配当を実施することを基本方針としております。
- (2) 配当決定に当たっての考え方
上記基本方針に基づき、業績、財務状況等を総合的に勘案し、1株当たり5円を下限として決定してまいります。
- (3) 内部留保金の用途
内部留保金につきましては、財務体質強化のほか、コスト競争力強化や生産能力増強のための設備投資など将来の事業展開に備えた資金需要に充当してまいります。
- (4) その他
平成16年12月期の配当につきましては、1株当たり5円を予定しております。
- (5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成13年12月期	平成14年12月期	平成15年12月期
1株当たり当期純利益	7.28円	5.58円	2.06円
1株当たり年間配当金	5.00円	5.00円	5.00円
実績配当性向	68.70%	89.60%	242.72%
株主資本利益率	2.89%	2.21%	0.84%
株主資本配当率	1.99%	1.98%	2.07%

- (注) 各決算期の1株当たり当期純利益は、当該決算期間の当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。
各決算期の実績配当性向は、当該決算期間の配当金総額を当該決算期間の当期純利益で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の公募による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益金額を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

各決算期の1株当たり当期純利益の数値は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

平成15年12月期から1株当たり当期純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

5. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

潜在株式による希薄化は発生しないため記載しておりません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

	公募増資による新株式発行	第三者割当による新株式発行 (オーバー・アロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)
発行新株式数	3,700,000株	800,000株
払込期日	平成15年10月24日	平成15年11月28日
発行価額	229.50円	229.50円
発行総額	849,150,000円	183,600,000円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年12月期	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
始値	220円	216円	198円	234円
高値	318円	261円	343円	330円
安値	198円	186円	190円	221円
終値	220円	200円	229円	295円

(注)平成16年12月期の株価については、平成16年8月30日現在で表示しております。

過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率

	平成13年12月期	平成14年12月期	平成15年12月期
株価収益率	30.2倍	35.8倍	111.2倍
株主資本利益率	2.89%	2.21%	0.84%

(注) 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益金額を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の公募による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。